

## 成田国際空港におけるボディスキャナー実証実験の進め方について

平成22年6月18日

ボディスキャナー実証実験実行委員会

### 1. はじめに

昨年12月25日に発生した米国機に対するテロ未遂事件は、金属探知機による保安検査では探知できない化学物質が爆薬として使用された。

このテロ未遂事件を受けて世界各地で航空機に対するテロを防止するための閣僚級会合が開催され、3月13日に東京で開催されたアジア太平洋地域航空保安大臣会合における共同宣言において、「個人のプライバシーや安全を尊重しながら、持ち込みが禁じられている物質を検知し、またそのような物質の機内への持ち込みを阻止するために現代技術を活用する」ことが盛り込まれた。

また、すでに多くの国々で、このような化学物質等を検知できるボディスキャナーについて、運用または試験が行われており、アジア太平洋地域航空保安大臣会合においても、参加国からボディスキャナー導入に関する積極的なプレゼンテーションがおこなわれた。

このような状況を受け、3月30日、国土交通省は、成田空港においてボディスキャナーの実証実験を行うことを発表し、その実証実験の実施準備のため、実施方法や評価方法等を検討する「ボディスキャナー実証実験実行委員会」（別添メンバー表参照）が4月26日に発足し、これまで3回にわたり審議が行われた。

審議の結果、7月に行われる実証実験の進め方等について、以下の項目に関し検討を行い、プライバシー保護等の観点から各項目に関して方針をとりまとめたので報告する。

- (1) 実証実験の対象となる機種
- (2) 個人のプライバシー保護への配慮
- (3) 健康影響への考慮
- (4) 実証実験の対象者、実験の実施方法等具体的な実施方針
- (5) 成田空港における実験機の設置場所及び具体的な運用方針

## 2. 成田空港における実証実験の進め方に関する方針について

### (1) 実証実験の対象となる機種

まず、実験の対象となる機種として、X線を使用するタイプのものは対象とせず、ミリ波やテラ波タイプのものとする。

これらの中で、すでに海外の空港において運用ないし試験段階にあるものの中から、

- ① ミリ波を身体に照射するアクティブタイプであって、鮮明な画像を調査員が直接チェックするもの
- ② 上記アクティブタイプであるが、鮮明な画像が直接調査員の目に触れることのないように、機械内で自動検知するタイプ（以下「自動検知式」という）
- ③ 人体が発するミリ波等を検知するパッシブタイプ  
といった多様なタイプのものを性能及び運用上の利便性等について比較検証する必要がある。

また、このような高度な検知技術については、我が国においても開発が行われており、我が国の科学技術も比較検証の対象とすべきである。

このような観点を踏まえて検討を行った結果、今回の実証実験の対象機種は、各メーカーのご協力も頂きながら、下記のものとするを前提として実証実験の準備を進める旨すでに公表したところである。

- ・ L3社（米国） アクティブ型ミリ波 自動検知式 ProVision ATD
- ・ スミス社（独） アクティブ型ミリ波 eqo
- ・ ブリジョー社（米国） パッシブ型ミリ波 SAFE SCREEN
- ・ 東北大学、中央電子、マスプロ電工（日本） パッシブ型ミリ波 MPI 2
- ・ スルービジョンシステム社（英国） パッシブ型テラ波 T8000

### (2) 個人のプライバシー保護への配慮

今回の実証実験の対象機種のうち、ミリ波アクティブタイプで鮮明な画像が直接調査員の目に触れるタイプのものについては、諸外国においても個人のプライバシー保護の観点から必要な配慮が行われていることから、我が国において実証実験を行うに当たっても、以下のような配慮を行う必要がある。

- ① 画像分析を行う担当者は、被検者が見えない場所（囲われた別室）にて分析を行う。また、画像は本人が特定できないよう顔にぼかしを入れる。

- ② 画像分析担当者は、被検者の選択又は被検者と同性の調査員とする。
- ③ 実証実験中は、画像分析を行う部屋には画像分析担当者以外の入室を禁止する。また、画像分析担当者は、実際の人と画像を見比べることができないようにする。
- ④ 画像は保存せず破棄する。(機械や機械に付属するソフト等にも一切画像記録が残らないようにする)  
また、画像が画像分析室に送信される際に外部に流出しないよう、外部からのアクセスや他の場所への転送ができないようにする。
- ⑤ 画像分析室内へは、カメラ付き携帯電話、カメラ等記録媒体の持込禁止とする。

一方、アクティブタイプであっても機械内部で自動検知を行い調査員の目に直接画像が触れることのないタイプのものやパッシブタイプのものについては、諸外国においては特段のプライバシー保護の配慮は行っていないが、我が国においては実験に慎重を期すため、

- ① 画像は保存せず破棄する。(機械や機械に付属するソフト等にも一切画像記録が残らないようにする)
- ② 画像は本人及び調査員以外の他の旅客等から表示画面が見られないようにする。

ことといった配慮を行う必要がある。

### (3) 健康への影響

ミリ波タイプの機種については、導入や運用試験を行っている諸外国において、健康上の課題は指摘されていない状況である。

我が国においても、実証実験を行うに当たって、専門家のご意見も頂きながら検討した結果、実証実験に使用される各機種の電界の強さは、総務省の定める「電波防護指針」の基準値(一般環境：人体に有害な影響が及ぶとされている値の50倍の安全率を見積もって定めている値)を大きく下回っており、今回の実証実験の実施に当たって健康への影響を考慮する必要はないものと判断した。

### (4) 実証実験の対象者、実験の実施方法等具体的な実施方針

今回の実証実験においては、あくまでも実証実験として、各機種について、その性能や調査員の対応状況等を比較検証する段階であることから、

実験機種による検知の結果は実際の保安検査に使用されるものではないことが前提と考える。

実証実験については、旅客等利用者を対象とするものと、検知能力の客観的な把握のため、模擬爆発物等を携帯した調査員により検知能力を直接的に評価する実験の2つを想定しているが、前者については、利用者の任意の協力により実施するものとする。

以上を前提とし、空港におけるスムーズな流れを確保すること等も十分に配慮し、以下のような実施方針で実証実験を行う必要がある。

① 一般旅客等を対象とする運用実験

- ・ 実証実験は空港を利用する日本人旅客を主たる対象として、趣旨を理解して頂いた上で任意の協力により実施する。
- ・ 実証実験で得られた検知結果は航空保安検査の用途には用いない。したがって、実証実験にご協力頂く旅客は、通常の金属探知機等による航空保安検査も受けて頂くことになる。
- ・ ただし、実証実験において、機器が反応した場合には、旅客に対し、機械の検知能力を確認するため、任意に当該携帯物の内容等について問い合わせることもあることについて、事前の了解を求めるものとする。
- ・ 実証実験を受けて頂く旅客等の反応を伺うこととする。
- ・ この実証実験の結果については、無記名での利用人数を記録するとともに、機器が反応した場合の問い合わせ結果の状況等を記録する。
- ・ 実証実験の実施内容については、あらかじめ国土交通省及び成田国際空港株式会社のホームページに掲載するとともに、実証実験機種の配置されている場所にもわかりやすく掲示し、問い合わせ等に対して丁寧な説明に努めるものとする。

② 模擬爆発物等の携帯による検知能力把握試験

- ・ 保安検査場の閑散時間帯において、模擬の爆発物や凶器等についての検知能力試験を行う。
- ・ 検知能力は、調査員が隠し持った不審物の形状、大きさ、携帯位置等について検知できるか否かの能力把握を行う。

(5) 成田空港における実験機の設置場所及び具体的な運用方針

空港における実験実施は、成田空港会社及び関係する航空会社の積極的

な協力により実施されることになる。

これら空港関係者からの意見も踏まえて検討した結果、成田空港における実験機の設置場所及び具体的な運用方針は以下の通りとするのが適切である。

- ① 成田国際空港の第1ターミナルビル南ウイング保安検査場の入り口の手前に一つのラインに区画を設定し、本来の保安検査場に入場する前に、ボディスキャナーの実証実験を行う。
- ② この実証実験に協力された旅客については、調査担当者がそのまま保安検査場に優先的に案内することにより、スムーズな保安検査への流れを確保する。
- ③ 実証実験会場の手前には、掲示板、ビデオ、パンフレット等を配備した説明用のスペースを確保し、実証実験に協力される旅客等が実証実験の趣旨等を十分理解された上で実験を受けられるよう、十分な配慮を行う。

### 3. 実証実験の結果の評価について

今回の実証実験は、一機種当たりの実験期間は短期間であるが、

- ① 旅客等の反応把握
  - ・ 実証実験を体験された旅客等に対する反応把握に加えて、実証実験受けられない旅客等の反応の把握にも努める。
  - ・ 反応等について比較検証するため、すべての機種を体験して頂くモニターも確保
- ② 検知に要する時間等スムーズな検査が実施できるかどうか調査員の評価
- ③ 調査員の模擬爆発物等の携帯による検知能力評価

などについて実証実験結果をとりまとめた上、本委員会において、実証実験実施後、実験結果の評価を行うこととする。

### 4. 最後に

今回の実証実験は、新たな航空機に対するテロの脅威に対する対応策を検討する上で極めて重要なものであり、多様な機種を比較検証するという点では、国際的にも先進的で意義の大きい実証実験である。

しかしながら一方で、実証実験の実施に当たっては、個人のプライバシー保護などに対する十分な配慮が求められており、実験の実施に当たっては、上記

の方針を的確に実施して頂きたい。

そのためにも繰り返しになるが、事前の広報、現場における十分な説明などについて、国土交通省において徹底した対応を図り、国民に対して、今回の実験の趣旨を十分に理解して頂きながら実験を進めることを切に希望する。